

学校法人桜美林学園役員報酬規程

令和3年3月6日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人桜美林学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第5条第5項の規定に基づき、役員報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、常勤または非常勤の理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、学校法人桜美林学園（以下「本学園」という。）にて勤務することが常態の場合をいう。
- (3) 非常勤とは、前号以外の場合をいう。
- (4) 役職とは、寄附行為第6条第1項に定める理事長、同条第2項に定める常務理事、及び第25条第1項に定める学園長をいう。
- (5) 職員とは、本学園の専任職員として給与が支給されている者をいう。
- (6) 役員報酬等とは、報酬、退任慰労金、特別功労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の学校法人桜美林学園給与規程及び学校法人桜美林学園専任教職員退職金支給規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員に対しては、報酬を支給する。
 - (2) 非常勤の役員に対しては、報酬を支給する。
 - (3) 常勤の役員に対しては、退任慰労金を支給する。
- 2 役員がその在職中において、本学園のために特に功績顕著と認められた場合に特別功労金を退任時に支給することができる。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員報酬総額は前年度の教育活動収入から経常費補助金を控除した金額の1%を上限とし、その範囲内で国立大学法人の報酬を参考に、当該各号について理事会が決定する。

- (1) 常勤の役員報酬は、別表第一に定める額を支給する。
- (2) 非常勤の役員報酬は、別表第二に定める額を支給する。
- (3) 常勤の役員の退任慰労金は、別表第三に定める範囲内で、支給する。
- (4) 特別功労金は、別表第四に定める範囲内で、支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員報酬等の支給日、支給方法については、以下のとおりとする。

- (1) 報酬 原則として毎月25日とし、その日が休日のときは前日とする。
- (2) 退任慰労金 支給することが決定後速やかに支給するものとする。
- (3) 特別功労金 支給することが決定後速やかに支給するものとする。
- (4) 報酬等は本人の銀行預金口座へ全額（法令で定められたものは控除する。）を振込むものとする。ただし、本人の承諾あるとき又はやむを得ない事情があるときは、現金通貨又は銀行

小切手をもって支給することができる。

- (5) 常勤の役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」に準ずる。

(費用)

第6条 役員等に交通費又は出張旅費等を支給する。

- (1) 常勤役員の交通費は、学校法人桜美林学園給与規程第9条を準用するものとする。
- (2) 非常勤役員の交通費は、会議等への出席1回につき10,000円を支給する。ただし、オンラインによる会議への出席の場合は支給しない。
- (3) 役員等が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。出張旅費の額は、学校法人桜美林学園海外旅費規程及び学校法人桜美林学園内国旅費規程を準用するものとする。
- (4) 役員等が職務執行のために必要な旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 本学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
2. 令和2年4月1日制定の学校法人桜美林学園役員報酬の支給の基準は、廃止する。
3. 平成8年4月1日制定の学校法人桜美林学園役員等報酬規程は、廃止する。

別表第一 常勤役員

(単位 円)

役員区分	常勤区分	役職区分	職員区分	報酬月額
理事	常勤	理事長	—	1,800,000~2,000,000
理事	常勤	理事長	職員兼務	350,000~600,000
理事	常勤	学園長	—	1,400,000~1,800,000
理事	常勤	学園長	職員兼務	350,000~500,000
理事	常勤	常務理事	—	1,000,000~1,400,000
理事	常勤	常務理事	職員兼務	350,000
理事	常勤	—	—	800,000~1,200,000
理事	常勤	—	職員兼務	150,000~300,000
監事	常勤	—	—	600,000~1,200,000

別表第二 非常勤役員

役員区分	常勤区分	役職区分	職員区分	報酬月額
理事	非常勤	常務理事	—	350,000
理事	非常勤	—	—	150,000
監事	非常勤			150,000

別表第三 退任慰労金

常勤理事	退任時の報酬月額の12ヶ月を上限とする範囲で定める
常勤監事	退任時の報酬月額の12ヶ月を上限とする範囲で定める

別表第四 特別功労金

理事	支給決定時の報酬月額の12ヶ月を上限とする範囲で定める
監事	支給決定時の報酬月額の12ヶ月を上限とする範囲で定める